

◎新潟県告示第859号

政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）の一部を次のように改正する。

平成26年5月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示並びに追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>政府調達に関する苦情の処理手続を次のとおり定め、平成11年5月26日から実施した。</p>	<p><u>政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第20条の規定による政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）の全部を次のとおり改正し、平成11年5月26日から実施した。</u></p>
<p>1 （略）</p>	<p>1 （略）</p>
<p>2 苦情の申立て</p> <p>(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、<u>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。</u></p> <p>供給者が、<u>協定等</u>の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。</p> <p>(2) 供給者が<u>協定等</u>の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合にあっては、当該調達機関は当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。</p>	<p>2 苦情の申立て</p> <p>(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、政府調達に関する協定（以下「協定」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。</p> <p>供給者が、協定の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。</p> <p>(2) 供給者が協定の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合にあっては、当該調達機関は当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。</p>
<p>3 期間</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 本処理手続において、作業日とは、県の休日でない日をいう。</p> <p>(3)・(4) （略）</p>	<p>3 期間</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 本処理手続<u>き</u>において、作業日とは、県の休日でない日をいう。</p> <p>(3)・(4) （略）</p>
<p>4 参加者</p>	<p>4 参加者</p>

(1)・(2) (略)

(3) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であって当該苦情処理手続に参加を希望する者は、5(6)に定める公示後5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならないが、当該供給者であって通知を行った者(以下「参加者」という。)は、本処理手続の適用を受ける。

(4) (略)

5 苦情の検討の手続

(1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、文書をもって委員会へ苦情を申し立てることができる。委員会は、苦情の申立てのあった後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

(2) 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者(以下「苦情申立人」という。)に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。

(3) 委員会は、原則として、申立て後10作業日以内に苦情について検討し、次の各号に該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。

ア (略)

イ 協定等と無関係な場合

ウ～オ (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、苦情申立人及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、委員会の定めるところにより公示を行う。

(7) 契約締結又は契約執行の停止

ア 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申立て後12作業日以内に速やかに文書で行う。

イ・ウ (略)

エ 関係調達機関は、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。

(1)・(2) (略)

(3) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であって当該苦情処理手続に参加を希望する者は、5(5)に定める公示後5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならないが、当該供給者であって通知を行った者(以下「参加者」という。)は、本処理手続の適用を受ける。

(4) (略)

5 苦情の検討の手続

(1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、文書をもって委員会へ苦情を申し立てることができる。委員会は、苦情の申立てのあった後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

(2) 委員会は、原則として、申立て後7作業日以内に苦情について検討し、次の各号に該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。

ア (略)

イ 協定と無関係な場合

ウ～オ (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該苦情を申し立てた者(以下「苦情申立人」という。)及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。

(6) 契約締結又は契約執行の停止

ア 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申立て後10日以内に速やかに文書で行う。

イ・ウ (略)

エ 関係調達機関は、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。ただし、関係調達機関の長が緊急か

オ エの場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

カ オの通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

(8) 検討

ア (略)

イ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

ウ 委員会は、説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。

エ～シ (略)

ス 委員会は、その判断により、証人を出席させることができる。

セ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する営業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。

ソ・タ (略)

(9) (略)

(10) 関係調達機関の報告書

ア・イ (略)

ウ 委員会は、調達に利害関係を持つ者の同意

つやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断し、かつ、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書で通知する場合はこの限りでない。

オ エただし書きの場合において、委員会は直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

(7) 検討

ア (略)

イ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、説明、主張、文書の提示等を拒むことができない。

ウ 委員会は、説明、主張、文書の提示等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。

エ～シ (略)

ス 委員会は、苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は委員会の判断により、証人を出席させることができる。

セ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見又は報告の陳述を公開するよう求めることができる。

ソ・タ (略)

(8) (略)

(9) 関係調達機関の報告書

ア・イ (略)

ウ 委員会は、供給者の営業上の秘密、製造過

があった場合を除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他当該者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示しない。

6 検討の結果及び提案

- (1) 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内（公共事業に係る苦情申立てについては50日以内）に、検討の結果の報告書を文書で作成する。委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続が協定等の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。
- (2) 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下の一又は二以上を含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。
ア 新たに調達手続を行う。
イ～オ （略）
- (3) 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、当該調達の緊急性及び関係調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。
- (4) 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。
- (5) （略）
- (6) 関係調達機関は、原則として、関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後10日以内（公共事業に係る苦情申立てについては60日以内）に理由を付して委員会に報告しなければならない。
- (7) （略）
- (8) 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該執行当局に通報する。

7 迅速処理

- (1) （略）
- (2) 委員会は、迅速処理の要請を受領した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申

程、知的財産、その他供給者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示しない。

6 検討の結果及び提案

- (1) 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内（公共事業に係る苦情申立てについては50日以内）に、検討の結果の報告書を文書で作成する。委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続きが協定の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。
- (2) 委員会は、協定に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下のいずれかを含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。
ア 新たに調達手続きを行う。
イ～オ （略）
- (3) 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続きにおける瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、調達の緊急性及び調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。
- (4) （略）
- (5) 関係調達機関は、原則として、当該関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後10日以内（公共事業に係る苦情申立てについては60日以内）に理由を付して委員会に報告しなければならない。
- (6) （略）
- (7) 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該当局に通報する。

7 迅速処理

- (1) （略）
- (2) 委員会は、迅速処理の要請を受領した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申

<p>立人、関係調達機関及び参加者に対し、<u>その決定の結果及びその理由</u>を通知する。</p> <p>(3) 迅速処理が適用される場合の期限及び手続きは、次のとおりとする。</p> <p>ア 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後6作業日以内に、<u>5(10)</u>に定める報告書を委員会に提出する。委員会は、当該報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後5日以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。</p> <p>イ (略)</p> <p>8 苦情の受付及び処理の状況の公表 知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表する。</p> <p>9 調達に係る文書の保存 調達機関は、苦情の処理手続に役立てるため、協定等の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から5年間、当該調達に係る文書（<u>電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。</u>）を保存しなければならない。</p> <p>10 適用 (1) <u>協定等に定める適用基準額の邦貨換算額</u>については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める<u>区分に応じ総務大臣の定める額</u>によるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>立人、関係調達機関及び参加者に対し<u>その旨</u>を通知する。</p> <p>(3) 迅速処理が適用される場合の期限及び手続きは、次のとおりとする。</p> <p>ア 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後6作業日以内に、<u>5(9)</u>に定める報告書を委員会に提出する。委員会は、当該報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後5日以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。</p> <p>イ (略)</p> <p>8 苦情の受付及び処理の状況の公表 知事は、政府調達の<u>係る</u>苦情の受付及び処理の状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表する。</p> <p>9 調達に係る文書の保存 調達機関は、苦情の処理手続に役立てるため、協定の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から5年間、当該調達に係る文書を<u>保管</u>しなければならない。</p> <p>10 適用 (1) 協定に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める<u>区分及び総務大臣の定める額を定める件</u>（平成26年1月24日総務省告示第11号）によるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>
---	---